

東京都社会福祉協議会では、「令和7～11年度東社協中期計画」において“協働”ですすめる5つの「取組みの柱」を設定しています。

今号からのFocus onでは、それぞれの柱に沿って定めた令和7年度の重点取組みについてご紹介します。



東社協中期計画
についてはこちら

ソーシャルインクルージョン ～誰ひとり取り残さない社会をめざして～

医療部会 MSW分科会

今回は取組みの柱Ⅲ「暮らしの安心づくり」に位置づけられた取組みについて、東社協医療部会MSW分科会幹事会より寄稿いただきました。

無料低額診療事業のこれまで

「無料低額診療事業^{*1}」とは、経済的な理由で医療を受けられない人を対象に、無料または低額な料金によって診療を行う事業です。ホームレス・人身売買被害者・DV被害者・在日外国人・震災被害者・刑余者などの社会的に援護が必要な方を対象とし、負担を軽減することで誰ひとり取り残さないように医療につなげることを目的としています。行政やNPO法人等の各種支援団体と連携し、主に健康面から基本的な生活の立て直しに向けた支援につなげています。東京都内では55の医療機関でこの事業を実施しており（2025年10月現在）、このうち30の医療機関が東社協医療部会に所属し、福祉医療事業の充実に取り組んでいます。

^{*1} 社会福祉法第2条第3項第9号に規定

『医療相談室』の現状

医療部会は、2002年ごろからホームレスに関する実態調査を実施したり、相談会を行ったりしてきました。2010年にはそれまでの取組みを引き継いだ『医療相談室』を設置し、相談を受けたら速やかにその方の現況や要望等を整理し、適切な医療を受けられる会員病院や診療所との受診調整を行っています。近年は活動範囲が広がり、多くの在日外国人の相談が支援団体から寄せられています。会員の医療機関が対応した実例をご紹介します。

在日外国人A:頭痛、腹痛、発熱に悩まされ、なんとか近くの医療機関にて自費受診したが原因は不明。更なる医療費が捻出できず支援団体に相談したところ、『医療相談室』につながった。受診調整ののち総合病院を受診し、マラリアであることが判明した。いまや日本では国内感染の報告がない症例だったが、すぐに感染症専門病院へ転送となり完治に至る。

在日外国人B・C:日本で働いてきた70代夫婦。収入があったうちはなんとか生活できていたが、高齢となり仕事ができなくなったこと、高齢の夫を支えていた主介護者である妻の視力低下により生活そのものを継続することが困難となる。支援団体が夫婦の状況を把握し『医療相談室』に相談、妻の総合病院への受診調整を図る。白内障手術を行った後は支援団体のサポートもあり母国に帰国し、生活保護に類する制度の利用、老人ホームへの入居に至ったとのこと。

『医療相談室』での外国人支援における課題と今後の展望

多くの外国人は、言語、文化、生活習慣の違いに加え、日本の複雑な在留資格制度や医療保険制度に関する知識も不足しがちで、必要な医療や福祉サービスから取り残されやすい状況に置かれています。2023年改正出入国管理及び難民認定法^{*2}により難民認定制度の見直しと送還停止効の例外規定の創設が規定されるなど、在日外国人にとって在留資格や難民申請の運用に多大な影響も出ました。「制度の壁」「言葉の壁」「心の壁」と言われるように彼らが直面する課題は一つではなく、単一の制度やサービスでは解決できない複合的なものばかりであり、社会全体として包括的に支援していく必要があります。

『医療相談室』は支援システムの中で、各種支援団体との連携、情報の整理や共有、全体調整等の「ハブ」としての役割を今後も担っていきます。福祉・医療に携わるみなさんとながかりながら、ソーシャルインクルージョンが根付いた社会の実現に向けて取り組んでいきます。

^{*2} 詳細は令和5年入管法等改正について（出入国在留管理庁HP）を参照

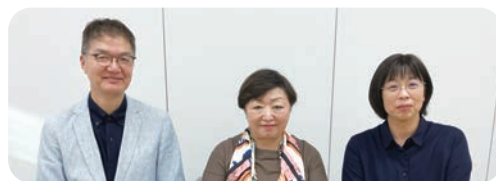


Focus on!
今、こんな動きがあります

東京都社会福祉協議会では、「令和7～11年度東社協中期計画」において“協働”ですすめる5つの「取組みの柱」を設定しています。今号では、取組みの柱Ⅳ「福祉で働く人と支える組織づくり」に位置づけられた、令和7年度の母子福祉部会の重点取組みについてご紹介します。

オール東京でつくる “母子生活支援施設らしさ”

東社協 母子福祉部会



(左から) 副部会長 横井 義広さん(リフレここのえ 施設長)
部会長 齋藤 弘美さん(大洋社 理事長)
副部会長 岡田 薫さん(目黒区みどりハイム 施設長)

母子生活支援施設は、ひとり親であったり離婚を考えていたりする女性が困りごとを抱えている際に、ひと休みして生活を立て直すために子どもと一緒に入居できる集合住宅型の施設です。施設長や職員と関係団体が集まって母子福祉部会の活動をしています。

母子生活支援施設はDV被害者も多く利用するため秘密性が高く、積極的な情報発信をしづらい傾向があります。また施設数も都内に32のみで、1法人1施設の法人や自治体の中に1か所のみ施設も多くなっています。そのため、法人内で独自に研修を実施することや他法人の情報を得ることが難しく、職員が悩みやつまづきを抱えやすい環境にあります。そのような中、部会では「人材の確保・育成・定着について、部会に設けたすべての委員会で法人・施設の垣根を越えオール東京で取り組むことで、よい情報をシェアし、それぞれの施設が孤立しないように」というねらいで研修・交流等に取り組んでいます。

施設や分野を越えた人材の課題への取組み

研修委員会で実施する育成・定着のための勉強会のほか、従事者会や、心理職などの専門職同士の会議では、職員がグループワークで悩みを共有する時間を設けています。「都内に施設が分散し施設数も少ない中、悩みを話し合って乗り越えていく過程や、それを通じて誇りを持って働ける自分たちのアイデンティティをつくっていくことが、育成・定着に必要です」と副部会長の横井義広さんは話します。また、委員会や部会の活動を順番に各施設の中で行うことで、職員が他施設の状況を知ることができるように工夫されています。『「全施設の施設長が全施設の職員を育てている」という意識を持てたら、東京の母子生活支援施設がレベルアップしていくのでは」と副部会長の岡田薫さんは語ります。

加えて、部会では月1回の施設長会でタイムリーな情報を共有しています。また、より理解を深めるために、乳児部会や児童部会など他の部会と協働で勉強会を開くことも。部会長の

齋藤弘美さんは、「母子が地域生活をするうえで女性、障害、保育といった要素がつながっているからこそ、他の部会と一緒に勉強をしたり企画を考えたりしていきたい。職員一人一人がそのつながりを活かす意識を持つことで、孤立防止など地域共生社会に向けて一緒に取り組んでいけます」と話します。

「家族支援」を強みに母と子を多面的に支えていく

正副部会長の皆さんは、改めて施設の存在意義や母子支援のやりがいを次のように語ります。「母子生活支援施設はケアワークだけでなくソーシャルワークの要素も大きいことを学生に知ってもらいたいです」と横井さん。金銭面や就労活動のサポート、子どもが通う学校との連携、さまざまな関係機関との調整や手続きなど、母子の地域生活を支えていく中でソーシャルワークは不可欠です。さらに近年は、施設の多機能化として地域支援も求められており、そのためのコミュニティソーシャルワークも強化されつつあります。

また、母子生活支援施設では、母親を職員が支え、きょうだいとの関係も含めてサポートができます。他の分野にはない、家族を丸ごと支援していく「家族支援」の考え方を大切にすることで、虐待予防やパーマネンシー※の保障など、さらにできることがあるといえます。

齋藤さんは最後に、「母子支援の仕事では人生そのものを考えたり学んだりすることができます。自分も他の人に支えられて生きているからこそ、孤立している人たちが『嬉しい』『美味しい』『楽しい』と思える経験をできたり、未来への希望や夢を持つことのお手伝いができたら、という思いで働いています」と話します。

母子福祉部会では、このように母子生活支援施設での業務やさまざまな活動・役割について丁寧に伝えていき、多様な人がやりがいを持って母子支援の仕事に取り組める環境をこれからもつくっていきます。

※ 永続的に安心できる特定の人とのつながり



母子福祉部会HP



Focus on!

今、こんな動きがあります

今号では、東社協中期計画の取組みの柱「つながり、支え合う地域づくり」に基づく救護部会の取組みについてお届けいたします。

地域のセーフティネットとして、 誰一人取り残さない 地域共生社会づくりを 東社協 救護部会



救護部会 部会長
手塚 真一さん
(社福)村山苑
村山荘 施設長



救護部会 副部会長
富澤 達也さん
(社福)アゼリヤ会
優仁ホーム 施設長



救護部会 地域勉強会担当
高橋 正隆さん
(社福)救世軍
自省館 施設長

重複障害があったり、路上生活をしていたり、DV被害者であったり。さまざまな障害や何らかの生きづらさにより日常生活を送ることが困難な人が、その人らしく生きることができるように支援に取り組んできた救護施設。1950年制定の生活保護法に基づく入所施設として、障害や年齢、背景等を問わず、支援を必要とする人を受け入れ、居住支援を基礎とした生活支援をはじめ、地域移行を見据えた居宅生活訓練など、その人の状況に応じた生活の場を支えてきました。また、地域で暮らす人の一時入所や相談など生活困窮者等の支援にも取り組み、「地域のセーフティネット」を担ってきた救護施設の役割は、血縁や地縁が弱体化し、一人ひとりの問題が多様化する現代においてますます大きくなっているといえます。

全国救護施設協議会からも地域のセーフティネット施設として機能するために、関係機関との連携による地域支援を目標とした行動指針が出されているほか、2024年には国から個別支援計画の制度化が示され、地域との連携が一層求められている状況があります。こうした動きを受け、都内10か所の救護施設で構成される東社協救護部会は2025年度の重点的な取組みとして「施設の専門的な機能を活かした地域づくり」を掲げ、関係機関や地域住民等に施設を理解してもらうことから始めています。部会長の手塚真一さんは、「関係機関をはじめ、福祉を勉強する学生や地域住民にも救護施設がまだまだ知られていない現状があります。支援が必要な人につながるには、まずは救護施設のことを地域に知ってもらうなければ」と取組みの背景を話します。

自分たちの取組みや思いを 多様なかたちで伝えることから

救護施設は一体どんなところなのか。まずは都内10施設の特徴や取組みをまとめたパンフレットや、職員インタビューを交えたPR動画などを部会として作成し、広く知ってもらうことをめざしてきまし



た。また、こうしたメディア発信に加え、利用者の地域移行を担う職員間の情報交換を目的とした地域勉強会を、近年は「拡大勉強会」として参加対象を都内福祉事務所や更生福祉施設にも拡大。今年で3回目となる勉強会の担当者である高橋正隆さんは、「事例を共有して意見交換をすることで、救護施設の役割や機能に対する理解がすすむとともに、顔の見える関係性が築かれることを意図しています」と話します。続けて副部会長の 富澤達也さんは、「一施設だけでは伝わりにくいことも、複数の施設の話を通じて、関係者の理解が深まることを実感しています」と改めて部会として場を持つ意義に触れます。そのほか、部会外で事例発表をしたり、民生児童委員の見学を受け入れたりと、多様な切り口から施設を知ってもらうことをすすめています。

誰一人取り残さない、 地域のセーフティネットであり続けるために

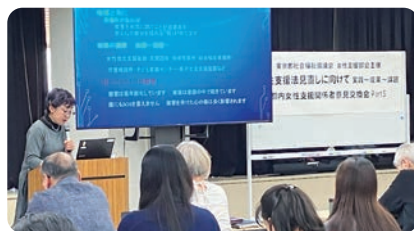
「地域のセーフティネット」として地域の生活困窮者等に向けて取り組んできたそれぞれの施設。これまでの取組みを継続しながら、地域に対してどんな取組みをしていくべきなのかを常に模索していると皆さんはいいます。法人として生活相談所を立ち上げ、地域で暮らす人の相談を受けてきた手塚さんは、「生活保護を受給できないけれど経済的に厳しい世帯とか、8050世帯とか、制度の狭間にあって支援が必要なのに手が届いていない人が多くいることがこの間みえてきました。救護施設はそうした人にどうやって支援をしていけるか。もちろん救護施設だけではできないし、地域の多様な関係者とともに考えていかなければなりません。そのためにも救護施設のことをまずは知ってもらい、理解してもらう。それが施設の専門性を活かした地域づくりへの大きな一歩では」と改めて強調します。地域で暮らす人の命と生活を支える「地域のセーフティネット」であり続けるために何ができるのか。都内10施設はこれからも向き合い続けていきます。

パンフレットや動画は部会ページから
ご覧いただけます。

救護部会ページ



東社協中期計画の取組みの柱Ⅱ「包括的支援の体制づくり」に基づき、女性支援部会により開催された「都内女性支援関係者意見交換会」についてお伝えします。



「女性支援法」のもと、 官民が協働する支援体制を

東社協 女性支援部会

都内女性自立支援施設5施設からなる「女性支援部会」は、売春防止法に基づく「保護・更生」を目的とした公的な女性支援の在り方を変えるべく、長年に渡り当事者に寄り添う支援と支援現場からのソーシャルアクションを重ねてきました。その声が「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援法」）」の成立につながり、2024年4月に施行されています。「困難な問題を抱える女性」は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害を受け、身体的・心理的外傷や、偏見・差別等の経験に起因する孤立・生きづらさ等を抱えています。当事者の侵害された人権を回復し、その人らしい日常生活を取り戻すための包括的で切れ目ない支援が必要です。

今回、5回目となる「都内女性支援関係者意見交換会」は、東京都女性相談支援センターや区市の女性相談支援員、民間の支援団体の参加を得て、法施行3年後の見直しに向け、改めて支援現場から現状や課題を振り返り、発信していく場として2025年11月に開催されました。

当事者を真ん中に、垣根を超えた連携を

まず、東京都女性相談支援センターから、2024年秋に開始したSNS相談が、相談できる場所やシェルター等を知らなかった女性の支援につながる入り口となっている状況や、一時保護所を経ずに女性自立支援施設へ直接入所できる「プレ入所方式^(※1)」の実績等が報告されました。

次に区市の女性相談支援員から、基本計画の策定状況や支援調整会議について共有がありました。女性支援法では、区市町村に支援の責務があることがはじめて規定されています。報告では法施行による成果として、守秘義務がかかる個別ケースの支援調整会議が、庁内をはじめ医療や住まいなどの多様な関係機関との連携による支援や、本人が参加することで自己決定を尊重した支援につながっていることが挙げられました。そして、今後さらに連携を確かなものとするため、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業の実施計画に「困難を抱える女性の支援」を盛り込む必要性が提起されました。加えて、支援を必要とする女性の多くは自らを責め相談をた

めらう傾向にあり、「窓口につながっているケースは氷山の一角」「アウトリーチを通して当事者につながる民間団体との連携が欠かせない」と、官民協働の必要性が示されました。

また、女性自立支援施設いずみ寮の横田千代子さんは、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」といった新たな基本理念のもと、「困難な問題を抱える女性」の定義に「性的な被害」という言葉が入ったことの意義を強調しました。その上で「私たちは女性支援法を実践に活かすことができているのか」を改めて問いかけ、当事者を真ん中にした垣根を超えた連携や、民間団体との協働をさらにすすめていくことの重要性を訴えました。

早期につながり、 被害からの回復を中長期に支える

さらに横田さんは、「施設における通所型支援モデル事業^(※2)」を紹介しながら、被害を未然に防ぐために、地域の中で女性の居場所づくりに取り組む必要性や、中長期に被害からの回復支援ができる女性自立支援施設の活用を呼びかけました。

東京都の若年被害女性等支援事業に取り組む民間の4団体からは、繁華街でのアウトリーチ活動や、ゆるやかで安心できる居場所やシェルターの提供など、民間性を活かした取組みの共有や、改めて加害者を生み出す社会のありようなどが指摘されました。また、当事者女性の若年化がすすんでいること、自傷や希死念慮のある人が多く、精神疾患や軽度の知的障害を抱えているなど課題が複合的な状態にあることが示され、「新たな連携が急務」と、さらなる協働が呼びかけられました。

女性支援部会では、法施行3年後の見直しを見据え、これからも官民による連携を深め、新たな協働により、困難を抱える女性一人ひとりの「生きる」を支えます。

※1 女性自立支援施設を利用しやすくするため、施設見学・一時保護委託を経て入所するしくみ。2022年に試行、現在は都の基本計画に位置づけられている。

※2 女性自立支援施設において、女性の多様な居場所を確保し、自立支援を図る事業。都内では2025年度は2施設で実施、2026年度にはさらに2施設での実施を予定。



女性支援部会
ページ



Focus on!

今、こんな動きがあります

今号では、東社協中期計画の取組みの柱Ⅴ「福祉の可視化と包摂に向けた共感づくり」に基づく区市町村社会福祉協議会部会の取組みをご紹介します。

「社協って身近だな」と 思ってもらえるように

東社協 区市町村社会福祉協議会部会



ともに地域づくりを考える場を

区市町村社会福祉協議会部会では、都内の社協職員からなる「都内社協職員連絡会（以下、職連）」を組織し、職員相互の連携による社協活動の進展を目的に活動しています。職連では小地域活動の推進を目的に2018年から「地域福祉フォーラム」を実施してきましたが、今年度から「社協実践フォーラム」に名称を改め企画・運営することとなりました。本フォーラムの目的を

- ①社協の存在や役割を発信する
- ②社協以外で活動する人々と、社協の職員がともに地域づくりを考える場をつくる

の2点に定め、単に情報発信だけでなく、参加者が“一緒に考える”ことを大切にしたいと考えました。昨年度、約30年ぶりに内容が見直された「社会福祉協議会基本要項2025」が策定されました。この間の社会や経済の変化、地域生活課題の複雑化・複合化などをふまえると、わたしたち社協の果たすべき使命はますます大きくなっていると思います。ですが、実際社協の存在はまだ知られていない。このフォーラムを通して社協が身近にあることを広く伝えとともに、自分たち自身が社協の原点に立ち返るような機会になったらと思い、検討をすすめました。

“社協ならではの”を感じる体験

テーマを考えるために都内社協の取組みの調査やヒアリングをするなかで、東京都内の地域性・取組みの多様性をひしひしと感じましたね。なので、参加者が暮らす、あるいは活動する地域の様子とかけ離れすぎてもイメージしづらいよね、と話をしてバランスを考え、取り上げる事例や全体の方向性を組み立てました。職連のメンバーは経験も担当業務もバラバラ。だからこそこんな視点があるのか！こんな取組みがあるのか！と発見がありました。それと同時に、社協同士で抱える課題は同じだなと思うこともあって、それは自分の社

協にいただけじゃわからなかったことでした。

フォーラムには約120名の方々に来ていただき、そのうちの3割は社協職員以外の方々でした。興味を持ってもらったのは率直にうれしいです。社協職員同士では見知った顔もあったようで、普段の業務から離れて自然と情報交換がはじまっていて、お互いがフラットな関係性である社協らしさを感じる瞬間でした。

社協が、社協職員がこれからできること

フォーラムが終わって思うことは、まず社協の実践を知ってもらうきっかけをつくることができたこと、今後回を重ねるにあたっては日頃関わる地域住民の実状をもっと伝えていきたいということです。例えば「身元保証人がいない方がいる」という個別の問題をどう地域で支えていくか。まさに社協基本要項で掲げる活動原則のひとつ「個別支援と地域づくりの一体的展開」につながると思います。また、人が人に伝える力って大きくて、そこから理解や共感が生まれるなと感じました。今回のような出会いの場をつくっていくことも必要だし、わたしたち社協職員もいろいろな人や場に出会いにいきたいです。そして理解・共感を得て生まれていった小さなアクションをまたこの場で伝えていく、そうした渦を巻き起こすこともできたらと思います。

とはいえ、社協職員一人ひとりの社協基本要項の理解もまだまだこれから。目の前の業務に真摯に向き合うとともに、社協の存在や役割の発信と、さまざまな人を巻き込んでともに地域を考える機会づくりを、職連という機能を活用してすすめていけたらと思います。



社会福祉協議会
基本要項2025



社会福祉協議会
とは